

第20回福島県知事選挙

投票日は10月26日(日)

第20回福島県知事選挙の投票日は10月26日(日)です。
この選挙は明るく住みよい福島県を築くための代表者を選ぶ大切な選挙です。当日に投票できない方は期日前投票制度がありますので、棄権しないで投票しましょう。

また、病院に入院または老人ホームに入所されている方や体が不自由で当日投票所まで来ることができない方のために不在者投票制度や郵便による投票制度がありますので、お問い合わせください。

【期日前投票所】

●投票期間

10月10日(金)～10月25日(土)

●投票時間

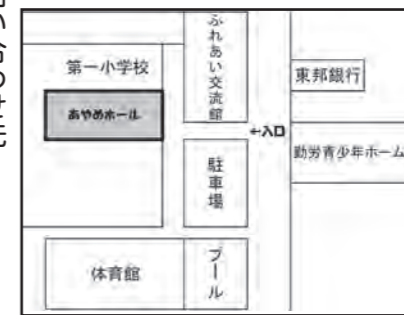
午前8時30分～午後8時

●投票所

役場第2会議室(1階東側)

投票所一覧	
第一投票区	第一小学校あやめホール
第二投票区	笠石防災センター
第三投票区	久来石転作センター
第四投票区	鏡田転作センター
第五投票区	成田保健センター
第六投票区	豊郷構造改善センター
第七投票区	仁井田多目的集会所
第八投票区	旭町コミュニティセンター
第九投票区	高久田多目的集会所

あやめホール案内図



【投票所が変更になります】
第一投票所が次のとおり変更になりますので、ご注意ください。
●変更前 第一小学校体育館
●変更後 第一小学校あやめホール(小学校校舎内)

▼問い合わせ先
町選挙管理委員会
☎62-2111



建築物の建築には確認申請が必要です

建築基準法や都市計画法の認識不足により、違反建築となってしまう事例が多く報告されています。住宅の増築や建物の用途の変更の際には事前に相談を行い、安全で安心な住環境をつくりましょう。

Q1 確認申請とは？
A1 建築主は、建築物を建築しようとする場合、工事の着手前に、建築基準関係規定に適合するものであることについて、確認の申請書を提出し、建築確認済証の交付を受けなければなりません。

Q2 建築物ってなに？
A2 建築基準法では屋根があり、柱または壁があるものが建築物になります。屋根付きのテラスやカーポートも屋根と柱があるので建築物となります。

Q2 自宅を増築するのに確認申請は必要ですか？
A2 増築面積が10㎡を超える場合は確認申請が必要です。なお、10㎡以内の増築の場合には、確認申請は不要です。

ですが、建築基準法で定められた基準に適合させなければなりません。

Q3 ユニット物置、プレハブ倉庫、コンテナ等を置きたいのですが？
A3 物置などとして利用すれば基礎の有無にかかわらず建築物となり、確認申請が必要です。

Q4 農薬用倉庫を事務所や工場として利用したいのですが？
A4 鏡石町は都市計画法により、地域によって建築物の用途を定め、まとまりのあるまちづくりを目指しています。地域によっては農薬用倉庫での使用は可能でも、事務所・工場としての使用ができない地域がありますので、事前に確認をください。

Q5 違反建築になるとどうなるの？
A5 違反建築は県の命令により、工事の停止や使用の禁止・建物の除却、さらに県の命令に従わない者に対しては懲役または罰金が科せられる場合があります。

▼問い合わせ先
都市建設課 ☎62-2116

申請はお済みですか？

臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金

7月中旬から「臨時福祉給付金」「子育て世帯臨時特例給付金」の対象となると思われる方に「申請書」を郵送しています。

申請書が届いた方でまだ申請がお済みでない方は、下記チャートで支給対象か確認し、申請期限までに健康福祉課へ申請してください。

●問い合わせ先 健康福祉課 ☎62-2115

給付金の申請期限

●臨時福祉給付金：平成26年10月14日(火)

●子育て世帯臨時特例給付金：平成26年10月22日(水)

●臨時福祉給付金

＜対象者＞
平成26年1月1日現在で鏡石町に住所を有しており、町県民税が課税されていない方。ただし、町県民税が課税されている方の扶養になっている場合や、生活保護制度の被保護者となっているなどの場合は対象外です。

＜給付金額＞

対象者1人につき10,000円。加算措置対象者は5,000円の増額。加算措置対象者とは、高齢基礎年金・障害基礎年金・遺族基礎年金等の受給者、児童扶養手当・特別障害者手当等の受給者のことです。

●子育て世帯臨時特例給付金

＜対象者＞
平成26年1月1日現在で鏡石町に住所を有しており、平成26年1月分の児童手当受給者の中で平成25年中の所得が児童手当の所得制限限度額未満の方。

＜給付金額＞

対象児童1人につき10,000円。

＜その他＞

児童が臨時福祉給付金対象の場合、臨時福祉給付金が優先されます。

給付金対象者診断チャート

